											1	
ロ 派遣元事業主は、労働者派遣契約の締結に当たって、労働よう求めること。	1/4	ることにより生ずる損害である休業手当、解雇予告手当等に者派遣に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされ	該労働者派遣契約の解除に伴い当該派遣元事業主が当該労働の確保を図ること及びこれができないときには少なくとも当	派遣先は当該労働者派遣に係る派遣労働者の新たな就業機会	了する前に当該労働者派遣契約の解除が行われる場合には、先の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満	イ 派遣元事業主は、労働者派遣契約の締結に当たって、派遣	(二) 労働者派遣契約の締結に当たって講ずべき措置() (略)	1 派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置	一 (略)	第二 派遣元事業主が講ずべき措置	第一 (略)	改正案
(新設)	うことを定めるよう求めること。	解雇予告手当等に相当する額以上の額について損害の賠償を行と等を余儀なくされることにより生ずる損害である休業手当、	遣元事業主が当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業させるこいときには少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い当該派		る前に労働者派遣契約の解除が行われる場合には、派遣先は派の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了す	派遣元事業主は、労働者派遣契約の締結に当たって、派	(二) 労働者派遣契約の締結に当たって講ずべき措置(一) (略)	一 派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置	一 (略)	第二 派遣元事業主が講ずべき措置	第一(略)	現行

により当該派遣労働者を雇用し、 がある場合には、 が当該労働者派遣の終了後に当該派遣労働者を雇用する意思 が雇用する場合に、 者派遣の終了後に当該労働者派遣に係る派遣労働者を派遣先 介に係る手数料を支払うこと等を定めるよう求めること。 て職業紹介を行うことができる場合には、 派遣元事業主が職業安定法 その他の法律の規定による許可を受けて、 当該意思を事前に派遣元事業主に示すこと 当該雇用が円滑に行われるよう、 (昭和二十二年法律第百四十 派遣元事業主に当該職業紹 派遣先は職業紹介 又は届出をし 派遣先

(略)

(四)(三)

イ

労働者派遣契約の終了に当たって講ずべき事項

0 同じ。 者派遣に係る無期雇用派遣労働者を解雇してはならないこと において、 十条の二第 派遣元事業主は、 0 当該労働者派遣の終了のみを理由として当該労働 雇用の安定に留意し 一項に規定する無期雇用派遣労働者をいう。 無期雇用派遣労働者 労働者派遣が終了した場合 (労働者派遣法第三 以下

口

派遣元事業主は

有期雇用派遣労働者

(労働者派遣法第三

以下同じ

十条第一項に規定する有期雇用派遣労働者をいう。

として当該有期雇用派遣労働者を解雇してはならないこと。

約が継続しているときは、

当該労働者派遣の終了のみを理由

って、

当該労働者派遣に係る有期雇用派遣労働者との労働契

)の雇用の安定に留意し、

労働者派遣が終了した場合であ

(新設) (三)

(略)

三 (略)

四 労働・社会保険の適用の促進

派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者の就業の状況等を踏まえ、労働・社会保険の適用手続を適切に進め、労働・社会保険 で労働者派遣を行うこと。ただし、新規に雇用する派遣労働者についてがの当 で労働者派遣を行うよと。ただし、新規に雇用する派遣労働者についてがの当 で労働・社会保険の適用手続を適切に進め、労働・社会保険 かに労働・社会保険の加入手続を行うときは、この限りでないこと。

五 派遣先との連絡体制の確立

0 間外及び休日の労働に関する協定の内容等派遣労働者の労働時間 調整を的確に行うこと。 のために、 との確認等を行うとともに、 遣労働者の就業の状況が労働者派遣契約の定めに反していないこ 枠組みについては 派遣元事業主は、 きめ細かな情報提供を行う等により、 派遣先を定期的に巡回すること等により、 情報提供を行う等により 特に、 派遣労働者の適正な派遣就業の確保 労働基準法第三十六条第 派遣先との連絡 派遣先との連絡 項の時 派

三 (略)

四 労働・社会保険の適用の促進

一 労働・社会保険への適切な加入

踏まえ、 限りでないこと。 開始後速やかに労働 保険に加入する必要がある派遣労働者については、 者について労働者派遣を行う場合であって、 から労働者派遣を行うこと。 派遣元事業主は、 労働・社会保険の適用手続を適切に進め その雇用する派遣労働者の就業の状況等を 社会保険の加入手続を行うときは、 ただし、 新規に雇用する派遣労働 当該労働者派遣の 加入させて 労働 ・ 社会

派遣労働者に対する未加入の理由の通知

に対しても通知すること。 ・社会保険に加入していない具体的な理由を、当該派遣労働者が労働者については、派遣先に対して通知した当該派遣労働者が労働

五 派遣先との連絡体制の確立

を的確に行うこと。

を的確に行うこと。

であれる情報提供を行う等により派遣先との連絡調整のためにきめ細かな情報提供を行う等により派遣就業の確保との確認等を行うとともに、派遣労働者の適正な派遣就業の確保との確認等を行うとともに、派遣労働者の適正な派遣就業の確保との確認等を対していないこ

規則 づき、 者の過半数を代表する者の選出を行う場合には、 調整を的確に行うこと。 (昭和二十二年厚生省令第二十三号) 第六条の二の規定に基 適正に行うこと。 なお 同 「項の協定の締結に当たり、 労働基準法施行 労働

また、 派遣元事業主は

を求めること。 する派遣労働者の実際の労働時間等について、 割増賃金等の計算に当たり、 派遣先に情報提供 その雇用

六・七 (略)

派遣労働者の雇用の安定及び福祉の増進等

無期雇用派遣労働者について留意すべき事項

派遣元事業主は、 無期雇用派遣労働者の募集に当たっては、

用派遣労働者の募集であることを明示しなければならないこと

「無期雇用派遣」という文言を使用すること等により、

無期雇

の転換の推進

特定有期雇用派遣労働者等について留意すべき事項

イ 期間を三年未満とすることは、 等」という。 用を避けるために、 \mathcal{O} に係る派遣先の事業所その他派遣就業の場所 十六条第一項第二号に規定する組織単位をいう。以下同じ。 の業務について継続して労働者派遣に係る労働に従事する 規定の趣旨に反する脱法的な運用であって、 派遣元事業主が、 における同 業務上の必要性等なく同 労働者派遣法第三十条第二項の規定の適 の組織単位 労働者派遣法第三十条第二項 (労働者派遣法第) 。 以 下 一の派遣労働者 義務違反と同 「事業所

(略)

派遣労働者の雇用 の安定及び福祉の増進等

有期雇用派遣労働者等の期間を定めないで雇用される労働者

に対し、 遣労働者となろうとする者 講ずるに当たっては、 派遣元事業主は 又は電子メールを活用すること等により、 労働契約の締結及び更新 労働者派遣法第三十条の規定による措置を 当該措置の対象となる派遣労働者又は派 以下 賃金の支払等の機会を利用 派遣労働者等」という。 同条各号に掲げ

派遣先の労働者との均衡に配慮した取扱い

の措置の派遣労働者等の希望を把握するよう努めること。

る期間を定めないで雇用される労働者への転換を推進するため

1 当たっては、 派遣先に雇用される労働者の賃金水準との均衡を考慮しつつ 派遣元事業主は、 当該派遣労働者の従事する業務と同種の業務に従事する 労働者派遣法第三十条の二第 その雇用する派遣労働者の賃金の決定に 項の趣旨を踏ま

視できるものであり、厳に避けるべきものであること。

口 希望する雇用安定措置の内容を把握すること。 働者派遣の終了後に継続して就業することの希望の有無及び 機会を利用し、 援助を行うことをいう。 当する見込みのある者を含む。)に対し、キャリア・コンサ いう。 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。 有期雇用派遣労働者等をいう。 なる特定有期雇用派遣労働者等 ティング の規定により同条第一 派遣元事業主は、 を講ずるに当たっては (労働者の職業生活の設計に関する相談その他の 又は電子メールを活用すること等により、 労働者派遣法第三十条第一項 項の措置 や労働契約の更新の際の面談等の 以下同じ。 (同条第一項に規定する特定 当該雇用安定措置の対象と (以 下 「雇用安定措置」 (近い将来に該 以下同じ。 (同条第) 労

口

派遣労働者の従事する業務と同種の業務に従事する派遣先

河 派遣元事業主は、雇用安定措置を講ずるに当たっては、当該雇用安定措置の対象となる特定有期雇用派遣労働者派遣法第三十条事業主は、特定有期雇用派遣労働者(労働者派遣法第三十条事業主は、特定有期雇用派遣労働者(労働者をいう。)が同項第一号の措置を希望する場合には、派遣先での直接雇用が実別するよう努めること。また、派遣元期するよう努めること。

働者派遣の終了の直前ではなく、早期に当該特定有期雇用派該雇用安定措置の対象となる特定有期雇用派遣労働者等の労 下で 派遣元事業主は、雇用安定措置を講ずるに当たっては、当

ること。 、当該職務の成果等に応じた適切な賃金を決定するよう努め 事業主は、派遣労働者の職務の成果、意欲等を適切に把握し 事業主は、派遣労働者の職務の成果、意欲等を適切に把握し 事業主は、派遣労働者の職務の内容、能 の労働者の従事する業務と同種の業務に従事する一 ること。

えた対応とはいえないこと。をもって、当該派遣労働者の賃金を従前より引き下げるようをもって、当該派遣労働者の賃金を従前より引き下げるように雇用される労働者の賃金水準との均衡を考慮した結果のみ

を踏まえ、労働者派遣に係る業務を円滑に遂行する上で有用を踏まえ、労働者派遣に係る業務を円滑に遂行する上で有用と同種の業務に従事する派遣先に雇用される労働者の福利厚と等の実状を把握し、当該派遣先に雇用される労働者の福利厚と同種の業務に従事する派遣先に雇用される労働者の福利厚と同種の業務に従事する派遣先に雇用される労働者の福利厚と同種の業務に従事する派遣先に雇用される労働者の福利厚と同種の業務に従事する派遣先に雇用される労働者の福利厚と同種の業務に従事する派遣先に雇用される労働者の福利厚と問意を対して必要な措置を講ずるよう努めること。

会の確保等

を図るとともに、就業する期間及び日、就業時間、就業場所、性、能力、経験等を勘案して、最も適合した就業の機会の確保性、能力、経験等を勘案して、最も適合した就業の機会の確保

遣労働者等の希望する雇用安定措置の内容について聴取した で、 十分な時間的余裕をもって当該措置に着手すること。

(三) 労働契約法の適用について留意すべき事項

イ があることに留意すること。 派遣元事業主は、 派遣労働者についても労働契約法の適用

口 に規定する空白期間をいう。 ある労働契約の更新を拒否し、 妨げるために、 項の規定による期間の定めのない労働契約の締結の申込みを 趣旨に反する脱法的な運用であること。 派遣元事業主が、 当該有期雇用派遣労働者からの労働契約法第十八条第 当該有期雇用派遣労働者に係る期間の定めの その雇用する有期雇用派遣労働者につい を設けることは、 また、 空白期間 (同条第二項 同条の規定

こと。 情を考慮して、 いう。 務に伴う責任の程度 約法第二十条の規定により と相違する場合においては、 定めがあることにより同 い労働契約を締結している労働者の通勤手当に係る労働条件 有期雇用派遣労働者の通勤手当に係る労働条件が、 当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事 不合理と認められるものであってはならない (以下このハにおいて 0 労働者の業務の内容及び当該業 当該労働条件の相違は、 派遣元事業主と期間の定め 「職務の内容」と 期間の 労働契 のな

(四)

派遣労働者等の適性

能力、

経験、

希望等に適合する就業機

会の確保等

こと。 適合するような就業機会を確保するよう努めなければならない 派遣先における就業環境等について当該派遣労働者等の希望と 業機会と密接に関連する教育訓練の機会を確保するよう努めな 活かして就業機会を得ていることに鑑み、 。また、 派遣労働者等はその有する知識 派遣元事業主は、 技術、 経験等を

ければならないこと

訓練の機会を確保するよう努めなければならないこと。 場所 を講じなければならないほか 験等を活かして就業機会を得ていることに鑑み、 らないこと。 は の確保を図るとともに、 者等の適性、 希望と適合するような就業機会を確保するよう努めなければな 派遣元事業主は、 (以 下 労働者派遣法第三十条の二の規定による教育訓練等の措置 派遣先における就業環境等について当該派遣労働者等の 「派遣労働者等」という。 また、 能力、 派遣労働者等はその有する知識、 派遣労働者又は派遣労働者となろうとする 経験等を勘案して、 就業する期間及び日、 就業機会と密接に関連する教育 について、 最も適した就業の機会 就業時間 派遣元事業主 当該派遣労働 技術、 就業

(五) 派遣労働者に対するキャリアアップ措置

イ 計画 行わなければならないこと。 働省告示第三百九十一号) 定に基づき厚生労働大臣が定める基準 労働者の保護等に関する法律施行規則第一条の四第一号の規 派遣法第三十条の二 に当たっては、 派遣元事業主は、 (以 下 「教育訓練計画」 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣 第 その雇用する派遣労働者に対し、 項の規定による教育訓練を実施する 第四号に規定する教育訓練の実施 という。 (平成二十七年厚生労 に基づく教育訓練を 労働者

口

派遣元事業主は、

者に対し、

労働契約の締結時までに教育訓練計画を周知する

派遣労働者として雇用しようとする労働

よう努めること。

また、

派遣元事業主は

当該教育訓練計画

- 7 -

やかにこれを周知するよう努めること。に変更があった場合は、その雇用する派遣労働者に対し、速

| 「派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者が教育訓練を受講しやすくすることが望ましいこと。 特に、教育訓練を受講できるよう配慮しなければならない | こと。特に、教育訓練計画の策定に当たっては、派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者が教育訓練計画

二 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者のキャリアアップを図るため、教育訓練を自主的に実施するとともに、当該教育訓練に係る派遣労働者の費用負担を実費程度とすることで、訓練に係る派遣労働者の費用負担を実施するとともに、当該教育が遺労働者が教育訓練を受講しやすくすることが望ましいこと。

書類を保存するよう努めること。 書類を保存するよう努めること。 書類を保存するよう努めること。 書類を保存するよう努めること。 書類を保存するよう努めること。 書類を保存するよう努めること。 書類を保存するよう努めること。

、派遣先の労働者との均衡に配慮した取扱い

当たっては、労働者派遣法第三十条の三第一項の規定の趣旨イ派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者の賃金の決定に

事する派遣先に雇用される労働者の賃金水準との均衡を考慮しつつ、当該派遣労働者の従事する業務と同種の業務に従事する一般の労働者の賃金水準又は当該派遣労働者の職務の内容、能力若しくは経験等を勘案するよう努めること。また、派遣元事業主は、派遣労働者の職務の成果、意欲等を適切に把握し、当該職務の成果等に応じた適切な賃金を決定するよう努めること。

- 正雇用される労働者の賃金水準との均衡を考慮した結果のみをもって、当該派遣労働者の賃金を従前より引き下げるような取扱いは、労働者派遣法第三十条の三第一項の規定の趣旨を踏まえた対応とはいえないこと。
- たるよう努めること。

 にとって極めて重要であることを踏まえつつ、当該交渉に当たとの交渉が当該労働者派遣に係る派遣労働者の待遇の改善
 たるよう努めること。
- 働者の賃金を引き上げるよう努めること。られた場合には、可能な限り、当該労働者派遣に係る派遣労られた場合には、可能な限り、当該労働者派遣に係る派遣労
- で有用な物品の貸与や教育訓練の実施等を始めとする派遣労の趣旨を踏まえ、労働者派遣に係る業務を円滑に遂行する上、派遣元事業主は、労働者派遣法第三十条の三第二項の規定

との均衡に配慮して必要な措置を講ずるよう努めること。

「福利厚生等の実状を把握し、当該派遣先に雇用される労働者の業務と同種の業務に従事する派遣先に雇用される労働者の協力原生等の措置について、当該派遣労働者の従事す

派遣労働者に対して不利益な取扱いをしてはならないこと。二第二項の規定により説明を求めたことを理由として、当該派遣元事業主は、派遣労働者が労働者派遣法第三十一条の

(七) 同一の組織単位の業務への労働者派遣

派遣元事業主が、派遣先の事業所等における同一の組織単位の業務について継続して三年間同一の派遣労働者に係る労働者にもかかわらず、当該労働者派遣の終了後三月が経過した後ににもかかわらず、当該労働者派遣の終了後三月が経過した後に、当該同一の組織単位の業務について再度当該派遣労働者に係る労働者であることは、派遣労働者のキャリアアップの観点から望ましてもかかわらず、当該労働者派遣の終了後三月が経過した後に、当該同一の組織単位の業務についてと。

九・十 (略)

十一 派遣労働者を特定することを目的とする行為に対する協力の

<u></u> 雪

(略)

づき当該派遣労働者を当該派遣先に派遣してはならないこと。派遣労働者の性別を労働者派遣契約に記載し、かつ、これに基に当たっては、職業安定法第三条の規定を遵守するとともに、二 派遣元事業主は、派遣先との間で労働者派遣契約を締結する

九・十(略

十一 派遣労働者を特定することを目的とする行為に対する協力の

禁止笑

(略)

派遣契約に記載し、かつ、これに基づき当該派遣労働者を当該第三条の規定を遵守するとともに、派遣労働者の性別を労働者に当たっては、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号) 派遣元事業主は、派遣先との間で労働者派遣契約を締結する

十二 安全衛生に係る措置

要請すること等、派遣労働者に対する雇入れ時及び作業内容変要請すること等、派遣労働者の安全衛生に係る措置を実施するよう要な場合には、派遣先に対して、当該措置の実施に協力するよう要な場合には、派遣先に対して、当該措置の実施に協力するよう要な場合には、派遣労働者の安全衛生に係る措置を実施するため、派遣元事業主は、派遣労働者に対する雇入れ時及び作業内容変ある。

十三 (略)

十四 情報の提供

こと。 利用その他の適切な方法により関係者に対し情報提供することが の他の適切な方法により提供すること。 関する情報を事業所への書類の備付け、 た額を当該労働者派遣に関する料金の額の平均額で除して得た割 る料金の額の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除 を適切に選択できるよう、労働者派遣の実績、 た人数等の実績及び教育訓練計画については、 提供に当たっては 合 とり (以 下 派遣元事業主は、 また、 わけ派遣労働者に必要な情報を提供することを原則とする 「マージン率」という。 労働者派遣の期間の区分ごとの 常時インターネットの利用により広く関係者 派遣労働者及び派遣先が良質な派遣元事業主 教育訓練に関する事項等に 特に、 インターネットの利用そ 雇用安定措置を講じ 労働者派遣に関す インターネットの マージン率の情報

<u>+</u>

(略)

十三 情報の提供

にと。 に選元事業主は、派遣労働者及び派遣先が良質な派遣元事業主 に関立る料金の額の平均額から派遣労働者派遣の実績、労働者派遣に関す を適切に選択できるよう、労働者派遣の実績、労働者派遣に関す た額を当該労働者派遣に関する料金の額の平均額を控除し た額を当該労働者派遣に関する料金の額の平均額を控除し では、不ンターネットの利用その他の適切な方法により提供する は関する事項等に関する情報を事業所への書類の備 に関する事項等に関する情報を事業所への書類の備 に関する事項等に関する情報を事業所への書類の備 と認む、労働者派遣に関する に関する事項等に関する情報を事業所への書類の備 に関する事質をの額の平均額で除して得た割 に関する事質をの額の平均額を控除して に関する事質をの額の平均額を控除して に関する事質をの額の平均額を控除して に関する事質をの額の平均額を控除して に関する事質をのるの。 に関する。 に関する に関する

派遣先に派遣してはならないこと。

- 11 -